

第5 申請書の記載要領及び記載例

★審査基準日は令和3年10月1日です。(経審の審査基準日とは異なります。)

(1) 令和4年度高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書について(様式1, 項番1~18)

①項番1「許可番号」の大臣、知事コード 高知県知事許可 39
国土交通大臣許可 00

番号は右詰めで記入し、左余白は“0”で埋めること。

(例) 高知県知事許可(般-28)第99999号 → 第号

②項番2「審査基準決算」は、令和3年10月1日以前の直近の8月末までに終了した事業年度の終了日を記入すること。その際、空位のカラムには「0」を記入すること。

(例) 令和3年6月30日 → 令和年月日

③項番3「申請区分」は、令和3年度建設工事競争入札参加資格審査申請書を提出した場合には、継続のカラムに「1」と、それ以外の場合は新規のカラムに「1」と記入すること。

※ 「前回申請時の許可番号」は、令和3年度の申請書と許可番号が異なる場合のみ記入すること。

④項番8「所在地」は、市町村名から記入すること。なお、町村の場合は郡名から記入すること。

⑤項番9「電話番号」は、主たる営業所の電話番号を、市外局番、局番、番号をそれぞれ「-」(ハイフン)で区切り、左詰めで記入すること。

項番11「FAX番号」も同様に記入すること。

⑥項番10「課税免税届」は、令和4年度(令和4年4月1日時点)が、消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを、該当するカラムに「1」を記入すること。

⑦項番12「Eメールアドレス」は、必ず記入して下さい。

(※なお、メールアドレスに変更がある場合は、所定の変更届(P1-87)を提出すること。)

電子入札における電子メールについて

電子入札では、通知等を電子メールにより行うため、高知県建設工事競争入札参加資格申請にあたっては、メールアドレスの取得が必要となっています。

今回初めて入札参加資格を申請される方等で、会社メールアドレスをお持ちでない方は、高知県建設工事競争入札参加資格申請書への記載が必要ですので取得して下さい。

また、携帯電話のメールアドレスのように容易に変更する可能性があるもの、受け取り容量が小さいもの(概ね5GB未満)での登録は控えて下さい。

電子メールにより連絡する事項は、主に次のとおりです。

- ・入札参加資格確認申請時、入札時等の受付票
- ・指名競争入札の指名通知
- ・入札結果の通知

電子入札に関する問い合わせ先
高知県土木部土木政策課契約担当
TEL: 088-823-9813

⑧項番13「経審を受けた業種」は、該当する業種のカラムに○を記入し、「申請業種」は、希望する業種のカラムに1を記入すること。

「申請業種」は、必ず審査基準日までに建設業許可を受け、審査基準日の直近の8月末までに到来した決算の経営事項審査を受審しているものに限る。ただし、当該経営事項審査を受審して

から入札参加資格の審査基準日（10月1日）までに建設業許可を受けた業種を申請する場合は、当該経営事項審査を再度受審すること。

⑨項番14「特定希望工種」は、塗装工事及び管工事を申請された方のうち、特定工種の直接施工が可能で、その業種の指名を希望する方のみ記入すること。

⑩項番15「出資会社名簿」について

令和3年10月1日現在で他の建設業許可業者から出資を受けている場合に、その出資状況を記入すること。（個人事業者は記入不要）

出資を受けていない場合は、申請者、許可番号、頁数、総資本金額のみ記入すること。

○「頁数」は、名簿の何枚目かを右詰めで記入し、空位のカラムには「0」を記入すること。
複数枚になる場合は、様式をコピーしたものを使用すること。

○「総資本金額（出資金額）」は、円単位で右詰めで記入すること。（会社の資本金額）

○「番号」は、1から順に通し番号を記入すること。

⑪項番15-1「建設工事入札参加資格申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況表」について

○（1）の会社法に規定する親会社

申請者から見て、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4の2に規定する親会社等が高知県に対して建設工事入札参加資格申請書を提出し、又は提出を予定している場合に「有」を選択し、商号又は名称、許可番号及び住所を記入すること。

○（2）の会社法に規定する子会社

申請者から見て、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3の2に規定する子会社等が高知県に対して建設工事入札参加資格申請書を提出し、又は提出を予定している場合に「有」を選択し、商号又は名称、許可番号及び住所を記入すること。

○（3）の役員の兼任

申請者の役員が、高知県に対して建設工事入札参加資格申請書を提出し、又は提出を予定している業者の役員を兼ねている場合に「有」を選択し、役職、氏名、兼任先の商号又は名称、許可番号及び住所を記入すること。

⑬項番 **16** 建設業に従事する職員一覧表

- 土木一式工事を申請しない場合は、技術職員及び現場代理人のみの記載でよい。
- 「**頁数**」は、名簿の何枚目かを右詰めで記入し、空位のコラムには「0」を記入すること。
(例) 2枚目 → 頁
- 「**技術職員数**」は、名簿に記載した技術職員の合計を記入すること。
(例) 15人 → 人
- 「**その他の職員数**」は、技術職員、現場代理人以外の人数を記入すること。
- 「**合計**」は、名簿に記載した技術職員数、現場代理人数、その他の職員数の合計を記入すること。
- 「**番号**」は、名簿全体を通しての通し番号を記入すること。
- 「**技術研修単位数**」は、審査基準日(令和3年10月1日)現在の全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度における登録単位数を記入すること。
- 「**技術職員**」、「**現場代理人**」、「**その他**」の欄には、該当する欄に○印をすること。「その他」は、その他の職員数)
- 職員のうち技術職員については、審査基準日(令和3年10月1日)現在の技術職員(常勤雇用に限る。ただし出向者は除く。)を、経営事項審査の技術職員名簿と同じ順番で記入すること。新たに名簿に加わった者は、技術者名簿の最後に記入すること。
- 「**資格取得年月日等**」は**採用年月日**を記入し、その**確認方法**についても記入すること。
(例) H10. 4. 1 健康保険被保険者証
- 「**有資格区分コード**」について
 - ・ 解体工事業の経審を受審された事業者は、経審と同様に、技術職員コード表(P 2-87~89)を参照し、アルファベットのついた附則第4条該当の資格か、附則第4条該当ではないアルファベットのついていない資格を記入して下さい。
 - ・ 解体工事業の経審を受審していない事業者は、これまで通り、アルファベットの無い資格コードを記入するようにして下さい。
決算日以後9月30日までに取得した新たな資格は、その者の資格のコードの最後に記入すること。
実務経験及び登録基幹技能者については「**実務経験担当業種**」の欄に、担当業種コード(P 3-89 参照)を記入すること。
- **日給制の場合**は、審査基準日前日までの1年間(令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間)においての20日以上勤務した月数と、年間出勤日数を記入すること。(中途採用の場合は、「**総出勤日数**>200日×雇用月数/12月」を満たしていること。)

⑭項番 **17** 監理技術者資格者一覧表

- 土木一式工事を申請しない場合は記入不要。
- 「頁数」は、一覧表の何枚目かを右詰で記入し、空位のカラムには「0」を記入すること。
- この表は、**16**建設業に従事する職員一覧表に記載した者の中から、監理技術者資格者について記入すること。（土木一式工事業に係る資格であること。）
- 番号は1から順に通し番号を記入すること。
- 監理技術者講習受講の有無のどちらかを○印で囲むこと。
- 監理技術者資格者証（写）及び監理技術者講習修了証（写）又は講習修了履歴（写）を提示すること。
　　<備考>平成28年6月1日より、「監理技術者講習修了証」は「監理技術者資格者証」の裏面に講習修了履歴を貼り付けることにより1枚に統合。
- 審査基準日時点（令和3年10月1日）で有効であるかどうか確認して下さい。更新されている場合は注意して下さい。
- 「勤務期間」は、審査基準日現在で6月を超える場合は○を記入すること。
- 合計欄は、審査基準日現在で継続勤務期間が6月を超え、かつ、講習受講有りの人数を（ ）内に再掲すること。

⑮項番 **18** 公共工事元請完成工事一覧表

- 土木一式工事を申請しない場合は記載不要。
- 「頁数」は、一覧表の何枚目かを右詰で記入し、空位のカラムには「0」を記入すること。
- 番号は1から順に通し番号を記入すること。
- 直前の事業年度における土木一式工事のうち、公共元請完成工事について1件毎に記入すること。（単位：千円）
- 直前の決算終了後の変更届出書を、必ず提示すること。
- 一覧表には、合計金額が3億円を超えるまで、請負代金の額の大きい順に記入すること。
- 合計欄に、件数と金額（単位千円）を記入し、

--	--

 千万円のカラムに1千万円未満を切り捨てて表示すること。
- 合計額が1千万円以上の場合に記入すること。（1件毎の工事が1千万円未満でも可）
- 対象となる直前の事業年度が、課税事業者の場合は税抜きで、免税事業者の場合は税込み記入すること。
- 1件の請負代金の額が100万円未満の少額工事は対象としません。

(2) 地域点数審査調書について（別記1号様式）

①工事成績評定

土木一式工事又は建築一式工事で、令和2年度中（令和2年4月1日～令和3年3月31日）に、完成検査を受けた高知県発注工事（県警を除く。）の件数を記入する。

②ISO（国際標準化機構）のマネジメントシステムの登録、エコアクション21の認証・登録審査基準日において登録を受けている場合、ISOについては右端のカラムに「1」及び審査基準日前直近の登録年月日の記入と経営事項審査での評価の有無について、有・無のどちらかに○印をつけること。エコアクション21については右端のカラムに「1」及び審査基準日前直近の登録年月日を記入すること。

③次世代育成支援企業認証等、高知県見守り雇用主認証企業の取得並びに協力雇用主としての登録及び雇用実績

- ・審査基準日において、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主の認定または高知県ワークライフバランス推進企業認証（高知県次世代育成支援企業認証）を取得している場合、「1」を記入し、審査基準日前直近の認定または認証年月日を記入すること。
- ・審査基準日において、高知県見守り雇用主認証企業制度要綱に基づく高知県見守り雇用主認証企業を取得している場合、「1」を記入し、審査基準日前直近の認証年月日を記入すること。
- ・審査基準日において、協力雇用主として登録があり、かつ、審査基準日以前3年の間（平成30年10月1日以降）に、法務省の協力雇用主制度に基づき、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を雇い入れた実績がある場合「1」を記入し、登録年月日及び雇用開始日を記入すること。

④安全対策

審査基準日までに建設業労働災害防止協会に加入している場合、「1」を記入すること。

⑤不当要求防止責任者講習

審査基準日の3年前の日の属する年度の4月1日から入札参加資格審査基準日までの間に、暴力団対策法第14条に基づき高知県公安委員会が実施する「不当要求防止責任者講習」を受講している場合、「1」を記入し、講習受講年月日を記入すること。今年度は平成30年4月1日以降の講習受講が対象となる。

なお、受講者が、入札参加資格審査基準日において、当該建設業者に在籍していることを条件とする。

※ 受講者が16建設業に従事する職員一覧表に記載のない場合、在籍確認のため、健康保険被保険者証（写）、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は賃金台帳（10月分、支払がまだの場合は直近の分）等を提示。

※ 別の事業所に在籍していた時に受講した受講修了書による場合は、入札参加資格審査基準日において、在籍している事業所の「不当要求防止責任者」として選任されていることを条件とする。

※コンプライアンス基本方針の策定

各事業者の状況に応じ、コンプライアンス基本方針策定状況確認票（P1-45）を記入し提出。また、必要に応じてコンプライアンス基本方針（写）添付。

※ 「提出済み、かつ、その後変更無し」の場合、基本方針（写）の提出は不要。

※ 作成例はP1-46～68又は土木政策課ホームページに掲載。

（注意）⑥～⑩については、土木一式工事を申請する場合のみ適用する項目であり、土木一式工事を申請しない場合は、記入不要。

⑥土木一式工事業の監理技術者資格者数

土木一式工事業の監理技術者の中で、審査基準日現在6月を超えて継続勤務し、審査基準日に

有効な講習を受講している人数を記入すること。

⑦土木技術の研修

審査基準日現在、全国土木施工管理技士会連合会の「継続学習制度（土木施工管理／CPDS）」における登録を受けている対象者の学習単位数の合計を記入すること。

⑧土木一式工事に係る特許権、実用新案権の取得

審査基準日において、建設業者が土木一式工事に係る特許権、実用新案権を所得している場合は、その件数を記入すること。

⑨公共工事元請完成工事高

直前の事業年度における土木一式工事の完成工事高のうち、公共元請完成工事高が1千万円を超えている場合は、3億円を超えるまで、その金額を記入すること。（1千万円未満切り捨て）

⑩指名停止

審査基準日直前の1年間（令和2年10月1日～令和3年9月30日）において、指名停止が開始した場合は、指名停止期間を記入すること。（1月未満は1月とする）

（例）指名停止15日 → 月

※ 平成27年度入札参加資格審査より下限（△60点）は撤廃。

⑪従事職員数

審査基準日現在で、雇用期間が1年を超える常勤の職員数を記入すること。

⑫障害者雇用

審査基準日現在で、雇用期間が1年を超える障害者の人数（雇用保険の被保険者となっていない役員を除く。）を記入すること。また、内訳（身体障害者、知的障害者、精神障害者の別及び級等）も記入すること。

（例）身体障害者 3級 1人

⑬災害対応協力等

- ・令和元年度及び令和2年度において、高知県の要請（県の緊急工事又は緊急委託業務の発注依頼書）に基づき、災害時の復旧工事等を行った場合、その件数を記入する。
- ・一般社団法人高知県建設業協会が運営するGPS携帯による災害情報共有システムの協力企業として登録している場合は、「1」を記入する。
- ・国又は市町村等が実施する「消防団協力事業所表示制度」に認定を受けている場合は、「1」を記入する。

⑭県産品の使用

令和2年度に完成した県発注工事において、県産品を使用した場合は、施工計画書別添様式「主要材料」により、該当する工事の件数を記入する。

⑮地域ボランティア

令和2年度において、県の土木工事業に関するボランティア活動（ふれあいの道づくり支援事業及び海岸緊急清掃事業）に登録し、活動を行った場合は、活動回数を記入する。

（3）令和4年度高知県建設工事入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト兼受領書（P1-76）

- 書類が整っているか確認し、（必須書類）又は （必要な場合）の必要な箇所にチェック（レ）を入れること。
- 受付終了後、右上に土木政策課の受付印を押印して返却するので、必ず提出すること。